

第3章 現代の民主政治と社会

2. 国の政治のしくみ(1)

【教科書 P.90～95】

§ 1. 国会の地位と仕組み

(1) 三権分立 … 立法権は _____、行政権は _____、

司法権は _____ が持つ

(2) 国会 …

→ 国会は主権者である国民が直接選んだ議員によって組織される

→ 国会だけが法律をつくることが可能

(3)

… 国会は二つの議院から成り立つ

→ 国民のさまざまな意見を政治に反映させ、慎重な審議を行うため

①

… 任期 _____ 年 _____ あり

②

… 任期 _____ 年 3年ごとに半数を改選

③

… 衆議院の方が任期が短く、解散もあるので民意を反映しやすい

(4) 国会の種類

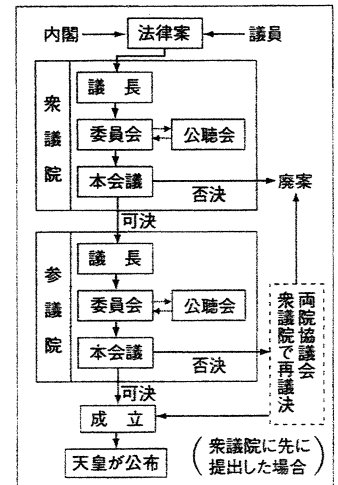
種類	召集
常会（通常国会）	毎年1回、1月中に召集 会期150日間
臨時会（臨時国会）	内閣が必要と認めたとき、または、いずれかの議院の総議員の4分の1以上の要求があった場合に召集
特別会（特別国会）	衆議院解散後の総選挙の日から30日以内に召集
参議院の緊急集会	衆議院の解散中、緊急の必要があるとき、内閣の求めによって開かれる

	衆議院	参議院
議員定数	465人	* 245人
任期	4年 解散のときは 任期中でも資 格を失う	6年 3年ごとに半 数を改選
選挙権	18歳以上	18歳以上
被選挙権	25歳以上	30歳以上
選挙区	小選挙区制 289人 比例代表制 176人	選挙区制 147人 比例代表制 98人
解散	ある	ない

衆議院と参議院 *2022年には248人が増える予定。

事項	内容	結果
予算の先議	予算は衆議院が先に審議する	
予算の議決 条約の承認 内閣総理大臣 の指名	参議院が、衆議院と異なった議決をした場合 →両院協議会でも意見が一致しないとき 参議院が、衆議院の可決した議案を受け取った後30日以内(内閣総理大臣の指名については衆議院の議決の後10日以内)に議決しないとき	衆議院の議決が国会の議決となる
法律案の議決	参議院が、衆議院と異なった議決をするか、衆議院の可決した法律案を受け取った後60日以内に議決しない場合 →衆議院が出席議員の $\frac{2}{3}$ 以上の多数で再可決したとき	法律となる
内閣不信任の決議	内閣不信任の決議は衆議院のみで行うことができる	

衆議院の優越



法律のできるまで

§ 2. 国会の働き

- (1) … 憲法の次に強い効力を持つ

法律案の提出 → 委員会で審査 → 本会議で議決

国会での審議などは原則として公開される

- (2) … 内閣が作成した予算を審議・議決

- (3) … 国会議員の中から指名

→ 国务大臣を任命し、内閣を組織 → 国会の定めた法律や予算に基づいて政策を実施

- (4) … 内閣が外国との間で結んだ条約を承認

- (5) 憲法改正の発議 … W. S P. 9 参照

- (6) … 政治全般について調査する権利
→ 証人喚問や政府に記録の提出を要求
証人喚問や政府に記録の提出を要求

- (7) の設置 … ふさわしくない裁判官の罷免の判断